

原子力規制庁に対するご質問に対する回答

<ご質問①>

原子力規制委員会は、4. 18東京報告をどのように取り扱うのか。今後の審議計画を示されたい。

(回答)

敷地内断層の評価については、新規制基準施行後に事業者から提出される変更許可申請に対する審査の中で確認していくこととなります。

<ご質問②>

学会の決定事項である年代区分と異なる層序図や段丘に対する常識を否定する主張を事業者が一方的に行うことは、社会に混乱を招く行為だと考える。原子力規制委員会として事業者を指導しなくて良いのか。

(回答)

事業者が調査した内容やそれに基づく事業者の考え方については、事業者にその説明責任があると考えています。したがって、事業者に指導等を行うことは考えていませんが、説明を行うにあたっては、事業者の考えをわかりやすく丁寧に説明する必要があると考えています。

<ご質問③>

報告内容において、地質学会の年代区分と東電の年代区分が相違していること、東電の過去の主張と矛盾する点、原子力安全・保安院の意見聴取会で話題となって内容の回答が示されていない等の様々な問題があると考えているが、原子力規制委員会として、これらの事項をどのように取り扱うのか。

(回答)

東京電力が行った調査結果については、新規制基準施行後に事業者から提出される変更許可申請に対する審査の中で、確認をしていくこととなります。

<ご質問④>

原子力規制委員会の審査手順に関し、事業者調査を審査するだけで良いのか。事業者は建設や運転継続のために調査する。そのために不都合な事実は隠される。原子力規制委員会の審査に、住民からの指摘を聞く場が必要ではないか。

(回答)

申請に際して事業者が調査を十分に行っているかどうかについては、審査の中で科学的・技術的な観点からチェックするとともに、不十分な場合には追加調査を指示する等の対応を行っていくこととしています。

また、審査については原子力規制委員会が科学的観点から行った上で、その審査結果は地元の方々を含めて丁寧に説明をさせていただきます。